

令和7年度国土交通省補助事業

気候風土適応住宅に関する アンケート調査結果 [建築関連団体]



一般社団法人
環境共生まちづくり協会

気候風土適応住宅に関する アンケート調査



【建築関連団体向け】令和7年度国土交通省補助事業 気候風土適応住宅に関するアンケート調査

一般社団法人 環境共生まちづくり協会（k k j）
アンケート締切日：令和7年9月28日（日）

本調査は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第一条第一項第二号イ括弧書きに規定する気候風土適応住宅について、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第76号。以下「気候風土適応住宅」という。）に基づき、各所管行政庁が定める基準等の状況について把握及び普及、今後の施策検討のため国土交通省が活用を目的としています。



* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

氏名 *

回答を入力

団体名称 *

※都道府県、市区町村もご記入してください。
例) ○○県建築士会

回答を入力



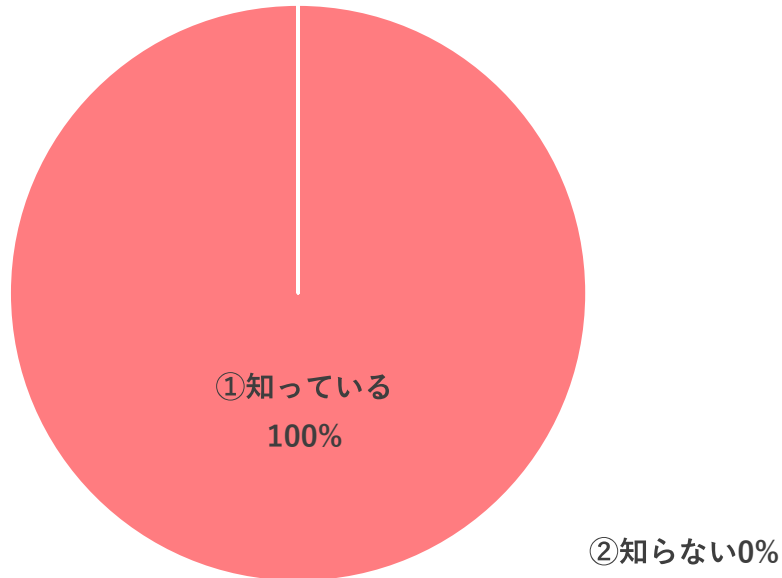
【建築関連団体向け】

1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-1

気候風土適応住宅を知っていますか。

N=19
n=19



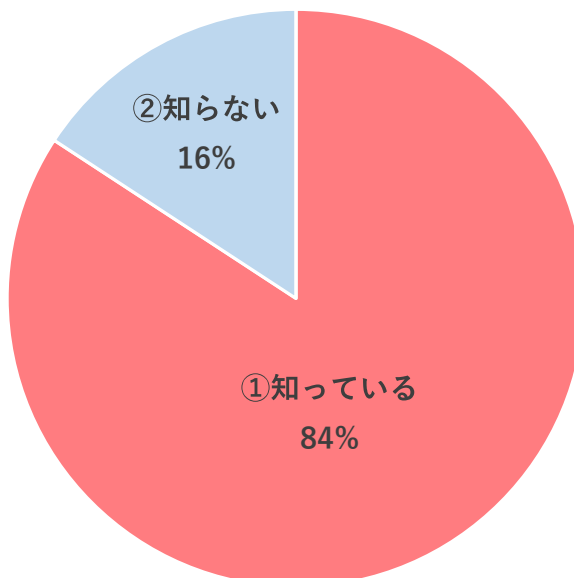
【建築関連団体向け】

1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-2

気候風土適応住宅であることの判断にあたり、改訂された
「『気候風土適応住宅の解説』2024年度版」を知っていますか。

N=19
n=19



【建築関連団体向け】

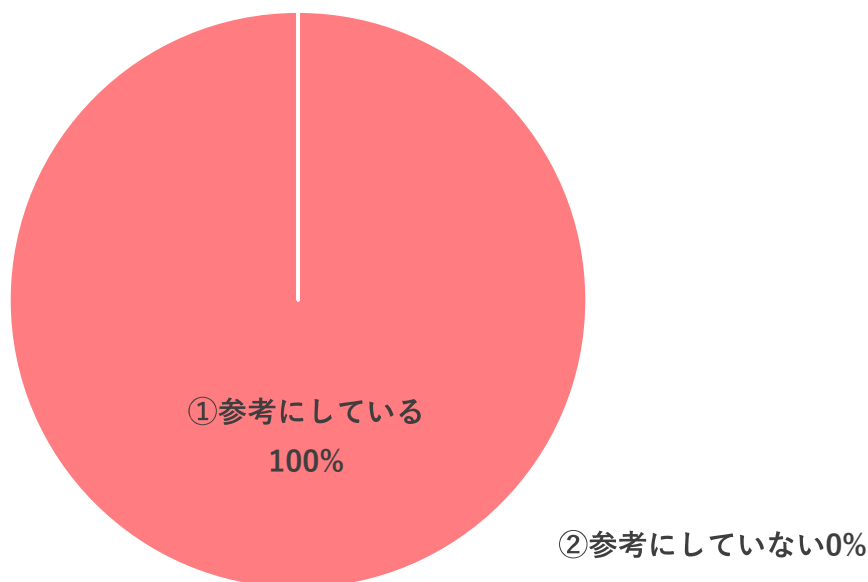
1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-3

設問1-2で「① 知っている」を選択された方に伺います。

「『気候風土適応住宅の解説』2024年度版」を参考にしていますか。

N=19
n=19



3

【建築関連団体向け】

1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-4

設問1-3で「口 参考にしている」を選択された方は理由を記載してください。

N=19
n=0

参考にしている：0%

4

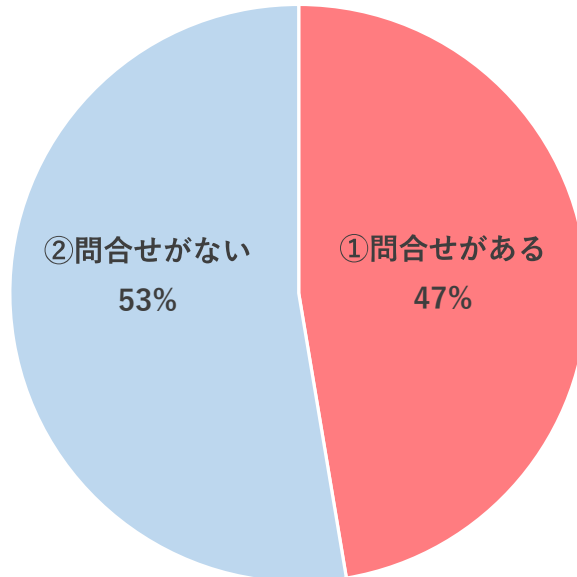
【建築関連団体向け】

1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-5

気候風土適応住宅について実務者や施主等から、令和6年度から現在までに問合せはありましたか。

N=19
n=19



5

【建築関連団体向け】

1. 気候風土適応住宅の認知度等について

設問1-6

設問1-5で「① 問合せがある」を選択された方に伺います。
具体的な問合せ内容を記載してください。

N=19
n=9

●気候風土適応住宅とは（3件）

- ・会に対してというよりも、会に所属する会員への質問が来ていることは伺っています。
気候風土適応住宅とはどういうものなのか。これまでつくってきた伝統木造などの建物を作り続けることはできるのかなど。
- ・施主から気候風土適応住宅に該当するかどうかの質疑あり
- ・建築士会内において、気候風土適応住宅及び独自基準についての
伝統的木造住宅は法改正によってたてられなくなってしまうのか、質問がありました

●策定状況について（3件）

- ・福岡県版気候風土適応住宅の基準の策定期限について質疑あり
- ・実務者から気候風土適応住宅の県基準の策定状況についての進捗を訪ねられた。
- ・検討会を10年程前から設立し検討しているが、要素案は大半出来上がっているが、進捗していないため
問い合わせがある

●運用基準など（3件）

- ・県が作成予定の基準について
- ・他の県の建築士より運用基準作成について相談あり
- ・小委員会メンバーの実務上で実質的な現場対応上に問題が生じ出している。

6

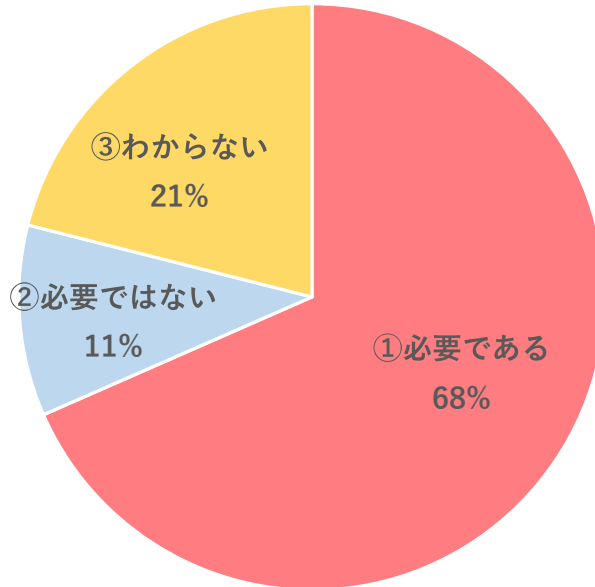
【建築関連団体向け】

2. 建築関連団体等における独自基準に関するニーズ等について

設問2-1

所属団体のエリアにおける独自基準の取扱いについて伺います。
貴社団体として、独自基準は必要ですか。

N=19
n=19



7

【建築関連団体向け】

2. 建築関連団体等における独自基準に関するニーズ等について

設問2-2

設問2-1で回答された理由を伺います。

N=19
n=19

●「① 必要である」を選択された方→「国が定める基準」で足りない理由（13件）

- ・10年近く埼玉県担当課とも協議を続けている。土塗り壁、落とし込み板壁だけの仕様だけでは現実を反映していない。告示1100号の他の真壁仕様の内容も盛り込むことが望まれる。国交省で告示を出す以前の議論でどの程度の検討が行われたのかは不明ではあるが、深い議論が必要であったと考えている。
- ・長崎市独特の旧外国人居留地における洋風住宅群が残る町並み景観に対応するある程度の基準が必要のため
- ・亜熱帯気候という独特の環境で、国が定める高断熱化の手法だけでは省エネ住宅の達成や普及は期待できないので、より環境に適応した住宅の基準を定める必要があると考えている。
- ・告示以外で、三重県では構法や仕様等、独自の要素が見受けられる。
- ・神奈川県にて算出される小松石を採用した石場建てなどの採用が出来ていない
- ・使用実績がないため
- ・現在の告示第786号第1項の仕様でつくるだけでは、今後の技術継承に問題が残る可能性があると考えています。告示はあくまで一部仕様の例示的な規定と捉えています。条件が揃った場合は、土壁や落とし込み板壁の住宅をつくるのが可能となりますが、適切な材料や技術を持ち合わせた職人の減少は、地域を問わず問題視されています。せめて無垢材を用いた木構造や造作の技術を伝えていく視点は必要と考えられるため、それを踏まえた地域の独自基準が必要と考えられます。
- ・沖縄県では地域・地区などの周辺環境を含めた基準で考えられている為

8

- ・それぞれの地域性が必要で一律ではないと考える
- ・① 必要である 大都市東京においては地方と異なる気候風土適応住宅の必要性和課題があると考えため
- ・長崎特有の洋館等があり、技術を伝承するには独自基準を設ける必要がある。
- ・地域の特殊性を表現する項目として必要
- ・国の基準は、外壁と床、天井、窓の仕様を明示しただけで、その地方ならではの気候風土というのは反映されていないからこそ第2項を定め、独自基準の策定を国は勧めてくれていることを承知しています。第2項を作ってくださったことに感謝しています。大分県では、土壁を実践している実務者もごくわずかにいますが、工期、職人、コストなどの理由でハードルが非常に高いです。地域材、手刻み、漆喰壁、地域の職人の登用により未来へ職人の技術を承継するために独自基準は必要です。2016年に気候風土適応住宅という概念ができたのも、H28.3.31国住建環第65号にあるように「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの技術の承継を可能とする仕組みを検討すること」というのが背景にあります。技術の承継においてはそれを承継する職人がいなければ話になりません。現在、その職人はプレカットの普及により、手刻みの仕事が減少し、ゆえに若手の大工へ技術を承継する機会がほとんどなく、手刻みのできる職人は高齢化しているのが現状です。また、地域の山と密接につながり、地元の木を製材してきた小さな製材所も減少し、大きな製材所では大型の外国製の製材機の導入により木の性質等を本当に見れる製材者は減少しています。土壁に至っては現段階では文化財の修復を除き、一般住宅で土壁を採用するのは手刻みよりもさらに稀で予算的にも技術的にも厳しいというのが現状です。（その理由として、土壁の荒壁製造所の生産が停止されて大分には土壁を製造するところがなくなりました。現場で一から土を練って作らねばなりません、その作り方を知っている左官さんは数えるほどしかいません。）検討委員会では、実務者が実態に即して検討を重ね、実際に使える基準を目指していますが、何しろ職人さんの育成が本当のところ急務であります。それに加えて、施主の選択肢を減らしてはならないというの也有ります。大多数ではありませんが、極力環境に負荷をかけず、電気などの機械設備にあまり頼ることなく、自然な暮らしをしたいと願っている方はいます。これは、施主に一番立場に近い実務で気候風土適応住宅を建築している実務者からの声です。以上より、まずは手刻みの現場を増やすことで技術を承継できるようにするべくこの大分県の気候風土適応住宅の基準が必要と考えています。

9

●「② 必要ではない」を選択された方→必要ではない理由（2件）

- ・問合せがない
- ・県内特定行政庁と検討会を重ねた結果、現段階では「国が定める基準」で足りているという結論に達した

●「③ わからない」を選択された方→わからない理由（4件）

- ・会員からの問い合わせ等はなく、協会の業務として意識したことがない。
- ・必要かどうかを検討している
- ・必要かどうか協議している
- ・現行の基準があいまい

【建築関連団体向け】

2. 建築関連団体等における独自基準に関するニーズ等について

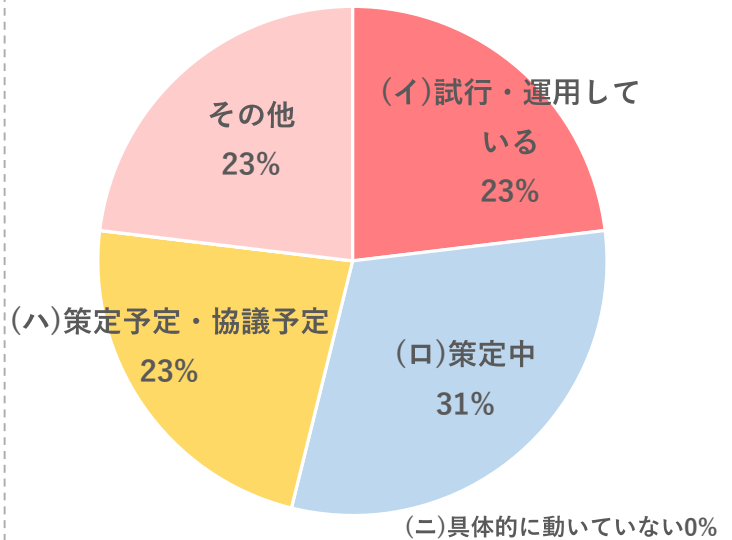
設問2-3

設問2-1で「① 必要である」を選択された方に独自基準の策定状況を伺います。

N=19
n=13

●「その他」を選択された方の策定状況（3件）

- ・協会と県で進めることで合意済で現在資料準備中
- ・当団体としては直接策定に関わっているわけではなく、各地域の会員間での情報交換を行っております。
- ・令和3年6月に小委員会(建築士会・事務所協会・JIAの3団体)が発足し、8月に基準案を大分県建築住宅課に提出。その後、同年11月に令和4年度から始まる「建築物グリーン化促進事業」の取組に併せて詰めていくとの返答。令和5年7月にグリーン化委託事業の一つとして県も含めた基準検討委員会が発足。2025年4月からすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられることもあり、2024年度運用を目指して、基準検討委員会を随時開催してきた。2023年12月には素案の大枠は完成しましたが、2024年4月の時点では所管行政庁からの意見を調整中等で、運用開始には至っていません。2024年も運用に向けて県と協議の場を持ち働きかけてきた。



11

【建築関連団体向け】

2. 建築関連団体等における独自基準に関するニーズ等について

設問2-4

設問2-3で「イ 試行・運用している」、「ロ 策定中」を選択された方に伺います。

独自基準に盛り込む必要がある「地域独自の要素」にはどういったものがあると考えますか。記載してください。

N=19
n=10

●地域産材の使用、伝統的な技術など（4件）

- ・大分の材料で大分の職人が伝統的な技術でつくる
- ・神奈川県にて算出される小松石を採用した石場建て
- ・手刻みでない場合、建物周りの外構の造から（豊かな緑）伝統的な技術職人の継承等 ほか、新築住宅だけでなく既存住宅にも範囲が及ぶことが可能であるか
- ・貫工法・手刻み・伝統的継手仕口、縁側・多層構成建具、地域材料（木材、瓦）、環境計画（太陽熱温水器、自然通風、深い軒の出）

●地域気候の特色（4件）

- ・窓・出入口等の開口部の面積
- ・日射の強さ・海風の存在・高湿度
- ・長崎県全体の基準では国交省の定めた基準を補足する程度であるが、長崎市の洋風住宅型基準においては窓の形態、ヴェランダやバルコニーの形態、煙突の有無など
- ・歴史的建築物や洋館等の地域独自の建物がある。

●その他（2件）

- ・沖縄県建築指導課へ提出済み
- ・「地域独自の要素」をどう判断するか、私たちも県の担当者も頭を悩ませていました。しかし、「地域独自」の範囲を他との差別化で考えるのではなく、私たちの地域で実際に取り組まれている内容と捉える方向性で考えてみることにしました。仮に、その取り組みが他の都府県と共通するものであったとしても、それぞれの地域の実態として捉えれば良いという解釈です。これはまだ県と正式に協議した内容ではありませんが、この方針が最善の解決策だと考えています。

12

【建築関連団体向け】

2. 建築関連団体等における独自基準に関するニーズ等について

設問2-5

設問2-3で「イ 試行・運用している」、「ロ 策定中」、「ハ 策定予定・協議予定」を選択された方に伺います。独自基準の運用開始時期または策定予定時期を教えてください。

N=19
n=9

●試行・運用している（2件）

- ・令和7年4月
- ・令和7年8月

●策定中（4件）

- ・令和7年12月策定予定
- ・埼玉県内の特定行政庁は数が多いため、県での基準策定が急がれます。その後、その基準を県内で広く共有する場を設け、全県での基準策定は遅くとも今年度内を目途にしたいというのが我々の姿勢です。
- ・令和8年4月予定
- ・令和8年度予定

●時期未定（3件）

- ・東京都が気候風土適応住宅への積極的な運用を予定した時期

13

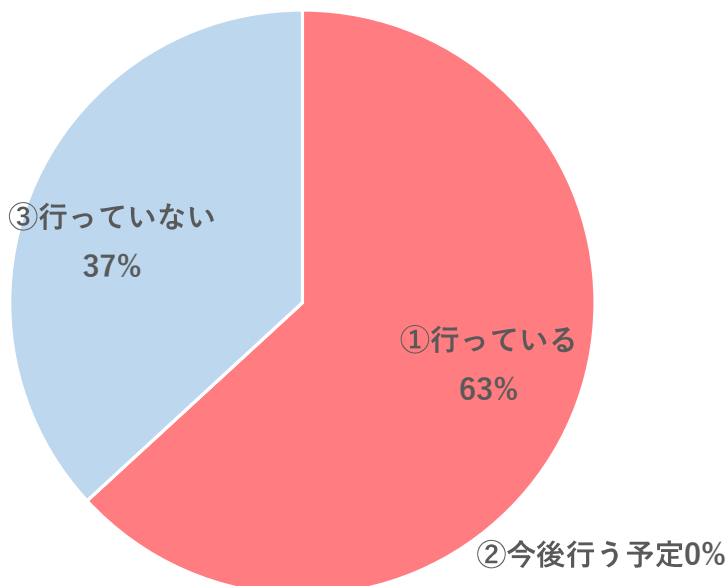
【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-1

所属団体のエリアにおける独自基準の取扱いについて伺います。
自治体等（都道府県・市町村）と独自基準の策定に関わる意見交換等を行っていますか。

N=19
n=19



14

【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-2

設問3-1で「① 行っている」を選択された方に伺います。
具体的な意見交換の内容や今後の展開等を記載してください。

N=19
n=12

●基準案、仕様について（5件）

- ・県において独自基準運用の準備が整えば、運用を開始して問題点を検証していく。
- ・10年程前の検討会から、仕様等について検証している
- ・基準案についての検討を行っている
- ・行政、建築士会、建築士事務所協会で協力して基準づくりから行っている。
- ・策定協力、運用ガイドライン作成協力、周知協力など

●行政との調整中（5件）

- ・建築士会としては、すでに気候風土適応住宅の議論の初期段階から協議を継続しており、現在も継続中です。年度をまたいで担当者が変わるたびに、3歩進んで2歩下がる状況になっています。
- ・特定行政庁、確認検査指定機関、建築関係団体による検討会議を開催している。
- ・神奈川県建築指導課と調整中
- ・沖縄県建築指導課へは提出してます。指導課からの連絡待ち
- ・最終段階の内容。県が県内の特定行政庁に意見聴取し回答まとめ中。

●「国の基準」で足りている（1件）

- ・令和6年度に県内の特定行政庁とともに独自基準の策定が必要か否かを検討した結果、現段階では「国の基準」で足りているという結論となっている。

●その他（1件）

- ・意見交換は数年にわたって何度か行なっているが、東京都は積極的ではないので、議論が済んでいない。

15

【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-3

その他ご意見等あればご記入ください。

N=19
n=5

●要素について（1件）

- ・「地域独自の要素」をどう判断するか、その基準や例がないために、答えが見つからないのかもしれませんが。「うちの町には独自なものなんてないよ」と言う市町村の担当者も実際にいました。しかし、一歩引いて考えてみれば、その地域で長い時間をかけて築き上げてきたもの、ごく当たり前だと思っている「普通の」町並みや建築を成り立たせている技術や工夫こそが、その地域ならではの独自性だと気づくはずです。そう捉えれば、自ずと見えてくるものがあるのではないのでしょうか。

●問題提議（3件）

- ・協会事務局としての問題意識はないのが実情ですが、会員（まずは役員）と情報共有して、今後、取り組むべき課題なのか検討したいと思います。
- ・大都市東京においては行政は課題満載で、少数の気候風土について真剣に検討する余裕がない。しかしこれからの都市において、戸建て住宅が耐久性が高く長寿命であることは必須
カーボンニュートラル社会の実現には多様な道筋があって然るべき、その一つが気候風土適応住宅であるとする
- ・近県に波及するときには協力をしたいです

●住宅ローン減税（1件）

- ・沖縄県の気候風土適応住宅では省エネ法基準を満たしていると考えています。必要と考えていることは、税金優遇などが必要だと思います。

16

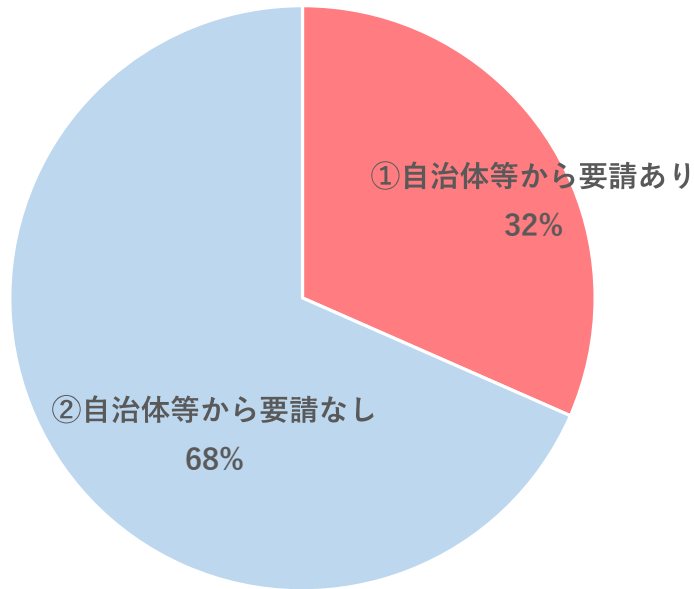
【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-4

自治体等（都道府県・市町村）から独自基準の策定に関する提言等の要請はありましたか。

N=19
n=19



17

【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-5

設問3-4で「① 自治体等から要請あり」を選択された方に伺います。
具体的な要請の内容を記載してください。

N=19
n=7

●調査の要請（1件）

- ・福岡県建築都市部建築指導課より独自基準の内容について調査等の要請あり。

●協議の依頼（2件）

- ・埼玉県の場合は、建築士会からの要請で長い年月間の協議を続けています。
市レベルでは、アンケート等をとったり、直接窓口で担当者と協議はできても県の動きに注視はしているが、独自に策定することはないところがほとんどと考えています。その意味でも県の基準策定が急がれます。設問3-6の回答 県以外の市は「②自治体等から要請なし」となります。
- ・神奈川県建築指導課

●策定依頼（4件）

- ・独自基準策定業務が発注された
- ・長崎県土木部建築課、長崎市建築部建築指導課より策定に関する協力依頼
- ・福岡県建築指導課から策定に必要な資料の作成要請あり
- ・長崎県建築課、長崎市建築指導課など関係団体が協力し、基準づくりを行っている。

18

【建築関連団体向け】

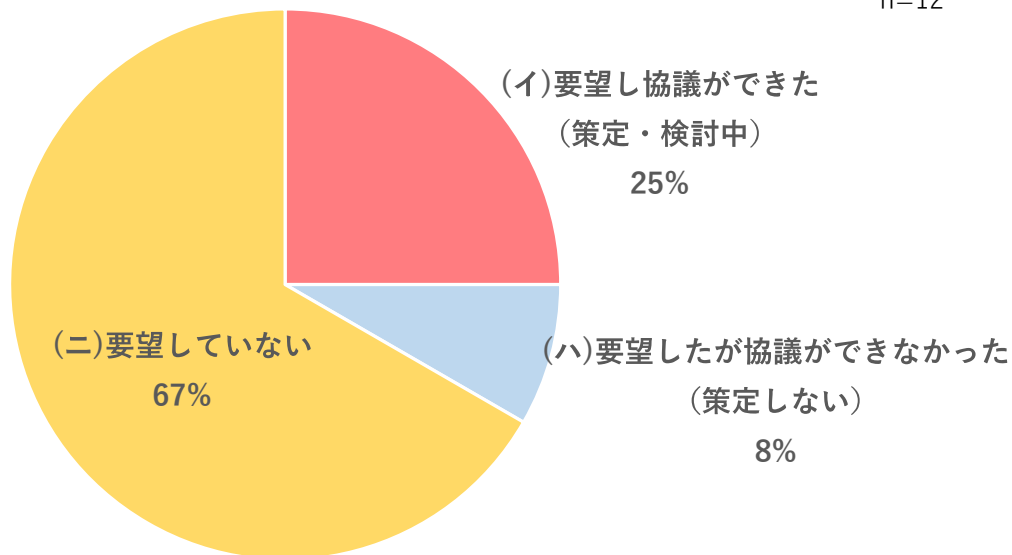
3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-6

設問3-4で「② 自治体等から要請なし」を選択された方に伺います。

建築関連団体等から自治体等（都道府県・市町村）に独自基準に関する協議や提言等を要望しましたか。

N=19
n=12



(ロ) 要望したが保留 (回答なし) 0%

19

【建築関連団体向け】

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-6②

設問3-6で「二 要望していない」を選択された方に伺います。

理由を記載してください。

N=19
n=7

●問題意識がない（2件）

- ・協会事務局として問題意識がない。
- ・基準がわかってない

●必要がなかった（2件）

- ・当会に所属する会員が地域にある建築士会などの団体を通じ活動を行っている。
- ・構造設計が専門であるため、当時は要望する必要性がなかった。

●検討中（1件）

- ・要望するかどうかを検討中

●国の定める基準（2件）

- ・問合せもなく、「国が定める基準」で足りている
- ・「国が定める基準」で足りている。

20

3. 所管行政庁との独自基準の策定等に向けた活動について

設問3-7

独自基準について、抱えている課題やご意見等をご記入ください。

N=19
n=12

●行政との認識のズレ等の課題（3件）

- ・気候風土適応住宅の要素技術は伝統的木造技術の内容が多く含まれるため、現在の行政担当者ではその内容把握のできる人がたいへん少ないため、実務者側の実際の建築に対する認識との間にズレが生じていることが多々あります。とはいえ、行政職の方たちは真面目に取り組んでいただいていますので、こちらも丁寧な対応には務めています。
- ・自治体に働きかけて、途中まで協議は行っていたが、何度も振出しに戻る。
講習で気候風土適応住宅の講習を今年も行う予定です。実務者と自治体へ向けて理解を深めるためにも今後とも活動を行っていきます。
- ・建築関係3団体で仕様、要素のガイドラインは纏まったが、自治体が受け身でなかなか進まない。

●運用方法の課題（2件）

- ・同時期に長崎県が策定した「長崎型住宅」と混同されている
- ・運用を開始してみないと、実際の審査現場での問題点等が集約されないの、今の所は踏み込んだ回答ができません。

●気候風土適応住宅の周知など（3件）

- ・今後、関係団体や行政と協力し、気候風土適応住宅の基準の周知が必要である。
- ・少子高齢化社会に今度さらに進んでいく中で、空家・空家予備軍が多くあり、新築物件だけでなく、ストック住宅に置いて良質な住宅への改修がもとめられる。35年で寿命が尽きる狭小住宅が増えているが、戦前の木造の伝統的住宅等を解体するのではなく、生かしていくことができれば東京の景観としてもメリットはあると考える。その場合は住宅としての範囲を超えた利用も考えられるがそれらについても気候風土適応住宅の独自基準で対応できればとこの頃考えるようになりました。

21

- ・伝統的な手仕事を修行している若手が協会による独自調査だけでも50名以上県内に存在している状況からこの職人の技術向上、伝統的建築物の維持、修繕のためにも進めていきたい

●法の解釈など（4件）

- ・法の解釈において、相違がある点について、歩み寄るのが大変なため、国からも解釈についての見解が欲しかった
- ・「その地域の自然的社会的条件の特殊性」と「第1項第一号の要件と同等であると認められるもの」という部分の判断で策定作業が前に進まない状況が発生しています。気候風土適応住宅の意義や告示の適切な説明が所管行政庁に対して必要と考えられます。
- ・構造の2000年の性能規定化のように、快適性や消費電力などの要求性能を満たせばよいというルールを作っておくべきだと思います。
- ・独自基準の内容の精査が必要

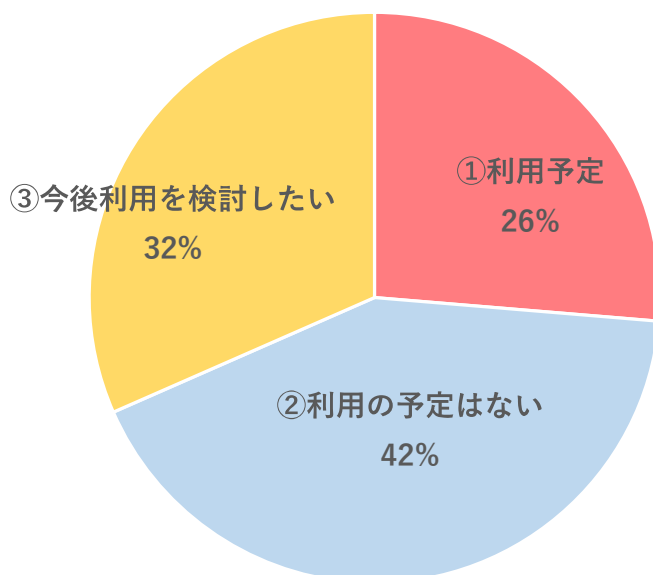
【建築関連団体向け】

4. 令和7年度「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」について

設問4-1

独自基準の策定を促進することを目的として、「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」で、その費用を支援しておりますが、利用の予定はありますか。

N=19
n=19



23

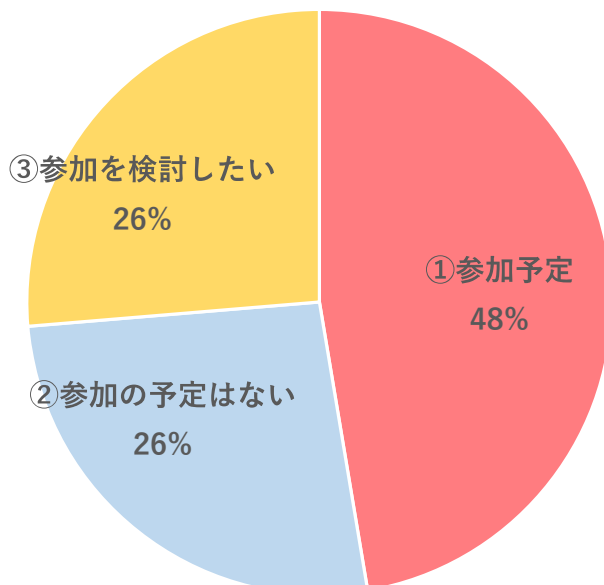
【建築関連団体向け】

4. 令和7年度「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」について

設問4-2

令和7年10月30日（木）に「気候風土適応住宅シンポジウム」を開催いたします。R6年度の活動内容や今後の展開の他、独自基準策定の支援についても紹介します。

N=19
n=19



24

【建築関連団体向け】

4. 令和7年度「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」について

設問4-3

「気候風土適応住宅シンポジウム」について、
解説して欲しい事柄やご質問がございましたら記載してください。
※メール回答いたします。

N=19
n=7

●独自基準の事例紹介や独自基準の比較など知りたい（5件）

- ・他の自治体の独自基準策定の進め方や問題点への対応などを知りたい。
- ・独自基準策定への自治体の進め方や提案したの仕様・要素について行政の検討方法
- ・他の自治体の独自基準策定状況（時期、概要）を知りたい
- ・独自基準の策定がなされた地域は、どのような判断基準でそれに至ったのかなど知りたい。
- ・他都市の独自基準の事例紹介や独自基準の比較検討について

●税制優遇について知りたい（1件）

- ・気候風土適応住宅についても、国の基準を達成した住宅と同様の税制や金利の優遇が無いと普及が大幅に制限される。それらの実現可能性についての検討や議論をお願いしたい。

●気候風土適応住宅の本質を明確化（1件）

- ・気候風土適応住宅の本質には、環境との共生や負荷低減があり、その評価や認識が適切になされていないくらいがあります。この点、単なる例外として気候風土適応住宅が設けられるのではなく、その特徴を本文の中で正確に明記していく必要があると考えられますが、この点に関してのご意見を伺いたい。

25

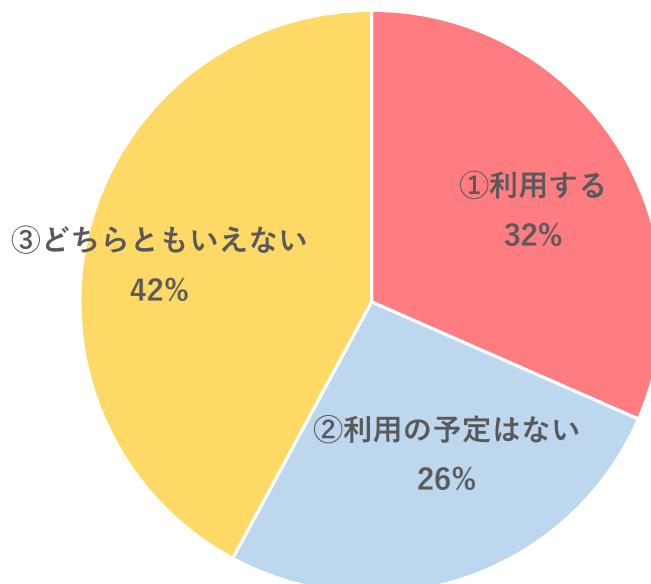
【建築関連団体向け】

4. 令和7年度「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」について

設問4-4

独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けていますが、利用しますか。

N=19
n=19



26